

佐賀県告示第四百三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鳥栖土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

筑後川水系六田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年十一月十六日

三 廃川敷地等の位置

三養基郡みやき町大字市武字宮田八〇八番一地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地

(二) 面積 四九・九四平方メートル